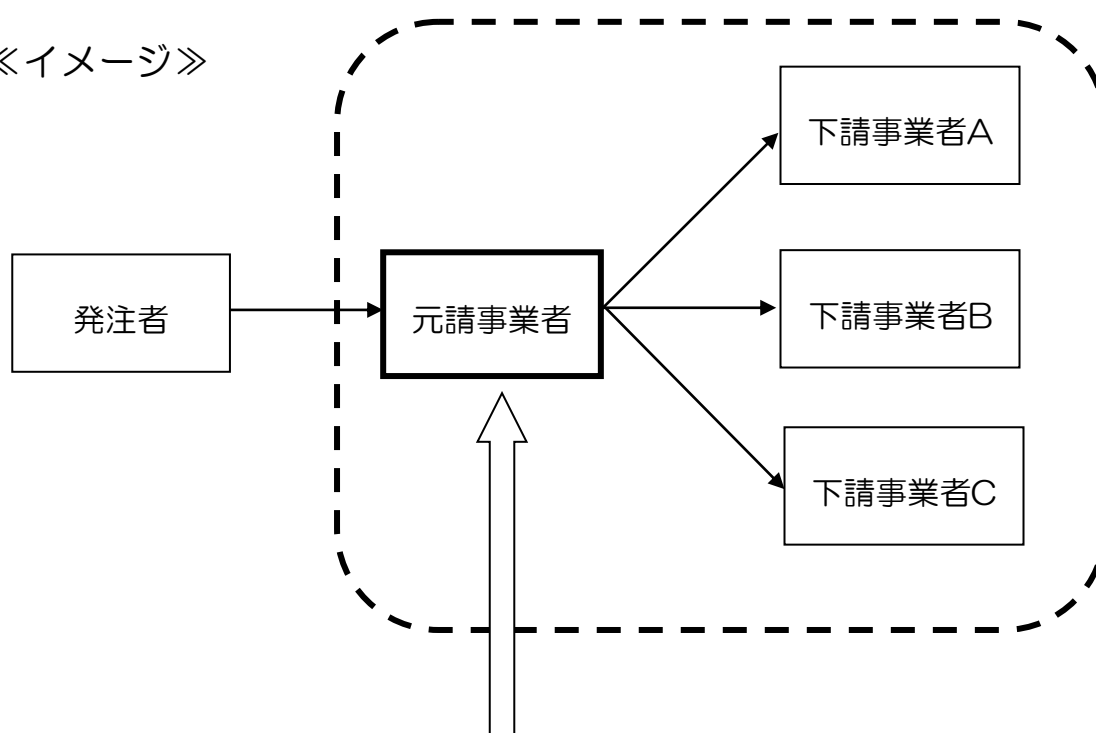


～下請契約の金額に御注意ください～

建設業法の規程により、発注者から直接工事を請け負い、かつ、5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者は特定建設業の許可を受ける必要があります。

《イメージ》



発注者から直接工事を請け負い、かつ、5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者は特定建設業の許可が必要です。

※上記建設業法に違反し、下請契約を締結した場合、以下の2点の罰則及び監督処分が行われますので、御注意ください。

1. 3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
2. 建設業許可行政庁からの営業停止処分
(根拠法令等については、次頁記載)

その他、制度の詳細等については、許可行政庁（国土交通省又は東京都）にお尋ねください。

《参考》 根拠法令等

建設業法（制定：昭和24年5月24日号外法律第100号）

【下請契約の締結の制限】

第十六条 特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

- 一 その下請契約に係る下請代金の額が、一件で、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上である下請契約 ※
- 二 その下請契約を締結することにより、その下請契約及びすでに締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約

【指示及び営業の停止】

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

（一～五 省略）

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

（八～九及び第2項 省略）

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき（略）は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

【罰則】

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して許可を受けないで建設業を営んだとき。
- 二 第十六条の規定に違反して下請契約を締結したとき。

※建設業法施行令（制定：昭和31年8月29日政令第273号）

第二条 法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、五千万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、八千万円とする。